

2021年7月8日

21世紀金融行動原則

預貸リース / 地域支援WG 資料

# 「ESG地域金融実践ガイドの狙いと内容



預金・貸出・リースWG共同座長 竹ヶ原啓介

### Q ESG投資の拡大は地域の中堅・中小企業に影響するか？

- 長期投資としてのESG投資／ビジネスモデルの持続可能性というロジックを伝統的なメインバンクと企業との関係に重ねれば・・・
- 地域企業のビジネスが持続可能性を持つことの意味は？
- 地域企業やプロジェクトが地域にもたらす「価値」が資金の出し手と受け手双方に正しく認識されているか？
- （これが共有出来れば）地域金融がこうした企業やプロジェクトを支援することは、事業機会に加え、自らの事業基盤である地域経済を持続可能な強靱なものにすることを通じて、自らの強化にもつながるはず。

## ESG 投資と SDGs の関係 社会的な課題解決が事業機会と投資機会を生む



(出所) 国連等より GPIF 作成

(出所) GPIF <https://www.gpif.go.jp/investment/esg/#b>

## 企業がSDGsを知る意味は？

- 将来のビジネスチャンスの見極め：
  - SDGsは、地球規模での公的・民間投資の方向性を示している
- 企業の持続可能性に関わる価値の向上
  - SDGsを取り込むことで、将来の様々な制約を先取りすることになる
- ステークホルダーとの関係強化、新たな政策展開との同調
  - SDGsはあらゆる階層のステークホルダーの期待を反映している
- 社会と市場の安定化
  - SDGsへの取り組みは企業活動の基盤である社会を安定化させる
- 共通言語の使用と目的の共有
  - SDGsは世界共通用語である

(出所) GRI, United Nations Global Compact, wbcSD: 「SDG Compass」

## 地域の企業活動や金融にとってのSDGsとは？

### (疑問1)

世界を変革するゴールであるSDGsと地域における企業活動や金融はあまり関係ないのではないか？

- SDGsは我々が直面する「社会課題」の共通整理。課題のあるところに事業機会があるとすれば、事業機会を巡る共通認識ともいえる。
- 取り組むべき課題を起点に考えれば、SDGsの多くは、これまでも地域における経済活動が取り組んできた事柄そのもの。  
(例) 地域に密着した建設・改修・メンテ→「住み続けられるまちづくり(目標11)  
歴史的建築物の維持等を通じた技能伝承→「質の高い教育をみんなに(目標4)

### (疑問2)

「実際にはやれている」ということなら、ことさらSDGsを強調する必要があるのか？

- やっていることとの紐付け(後付けマッピング)から、より積極的な打ち出しが求められる時代へ。

# ESG地域金融タスクフォース「ビジョン」

## 01 ESG地域金融の意義

- 地域資源を発掘・特定し、支援していくことが地域経済の持続的な成長の鍵
- ESG地域金融の担い手には、ステークホルダーとの協調の下、地域資源や課題への理解を深め、中長期的な視点から事業性評価を実施することが求められる

## 02 「目指すべき姿」の共有とエコシステム構築

- 地域の目指すべき姿をステークホルダーと議論し、共有する。特に自治体との連携は重要。
- 目指すべき姿から逆算（バックカスティング）し、現在の活動の短中期的な展望とわかりやすくつなげ、方向性を定め、具体的なアクションにつなげる

## 03 関与のあり方と「インパクト」の視点

- 地域金融機関は、伝統的に金融機関が強みとしてきた要素に加え、新たな機能も活かしつつ、プロジェクトや取り組みの初期段階から積極的に関与し、事業性の向上に貢献する
- 地域の目指すべき姿に向けて、プロジェクトや取り組みが地域の経済・社会および環境に及ぼす「インパクト」を考える視点が重要

## 04 経営層によるコミットメント

- ESG地域金融では、地域経済の将来像を展望し、立ち位置を改めて見つめる作業を伴うことから、経営層による理解とコミットメントが不可欠
- ESG地域金融へのアプローチは多様。個別案件と地域の目指すべき姿の整合性は、両者を統合的に俯瞰する経営陣のリーダーシップなくしては想定しえない

- これらの取り組みを、金融機関は本業として実施していくことが期待される。そのためには、地域における核ステークホルダーとの連携だけでなく、政府のサポートや知見等を適切に利用することも必要。

(出所) [http://greenfinanceportal.env.go.jp/policy\\_budget/esg\\_highlevelpanel/esg\\_taskforce.html](http://greenfinanceportal.env.go.jp/policy_budget/esg_highlevelpanel/esg_taskforce.html)

# 実践ガイドの位置づけ

## ESG地域金融実践ガイド



■環境省では、2020年4月に取りまとめた「ESG地域金融実践ガイド」を改訂し、2021年3月に「ESG地域金融実践ガイド2.0」を公表した。これは、同省の「ESG地域金融促進事業」を通じて得られた知見をもとにしたものであり、「共通ビジョン」を実践に移すための手引きとしての機能が期待される。

### ガイド改訂のポイント

#### 1 経営陣のためのサマリーの拡充

- 今年度生じた環境変化（コロナウィルス、2050年カーボンニュートラル）により、時間軸が追加され、期限が定った点を説明
- 経営課題としてESG地域金融を認識し、地域経済エコシステムの構築に向けた取組を実施する上でのポイントを説明

#### 2 実務者向けサマリーの新設

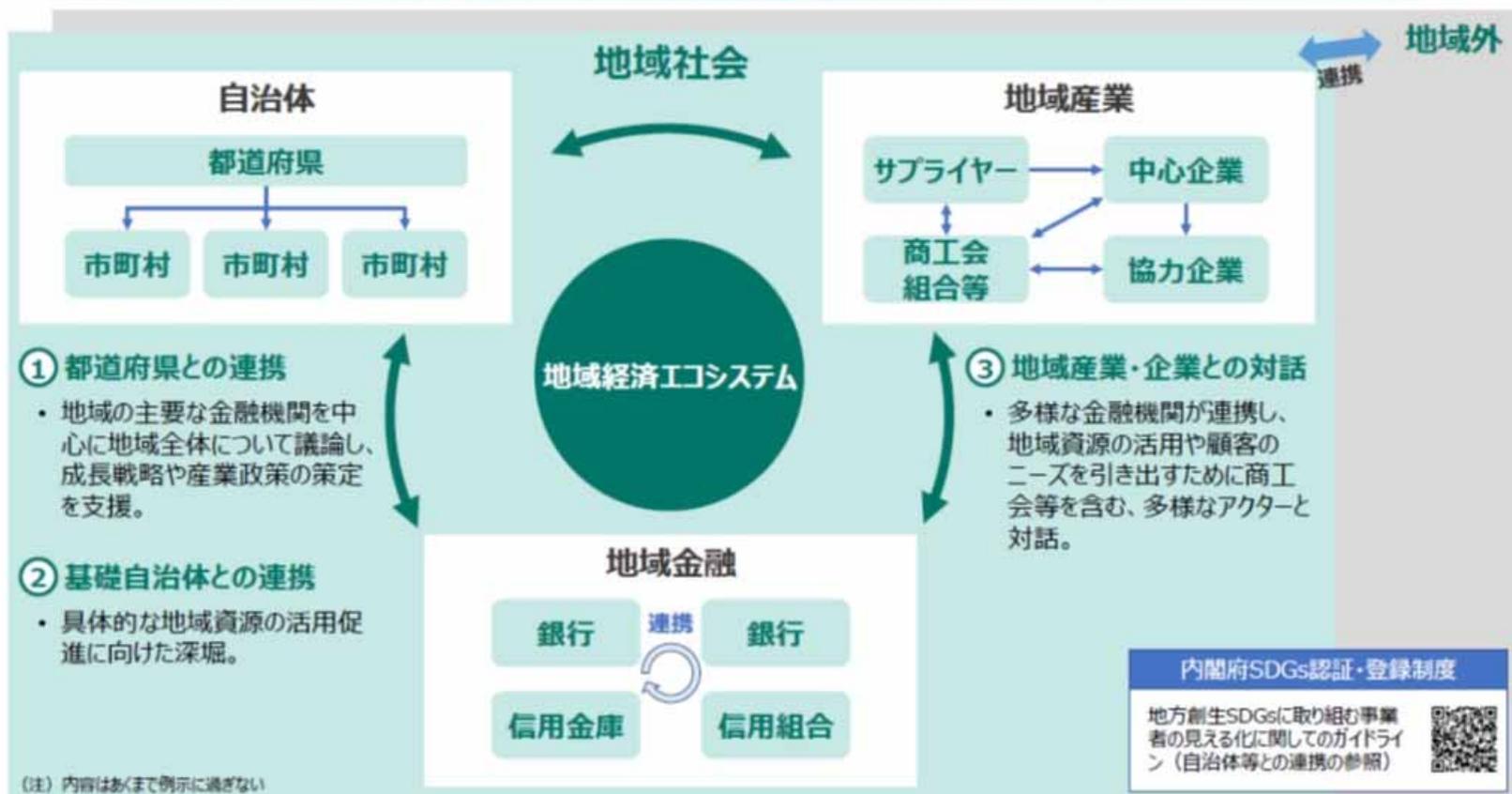
- ESG地域金融を実践する上での基本的な考え方、想定される3つのアプローチ（後述）を説明
- 3つのアプローチで共通して重要な4つの事項を紹介

#### 3 実践ポイントの説明の拡充

- アプローチごとに実践手順、実践におけるポイント、組織体制・ステークホルダー、留意事項を解説
- 特に、支援策の検討における考え方や留意事項に関する説明を強化

# ポイント：地域経済エコシステム（プラットフォーム）

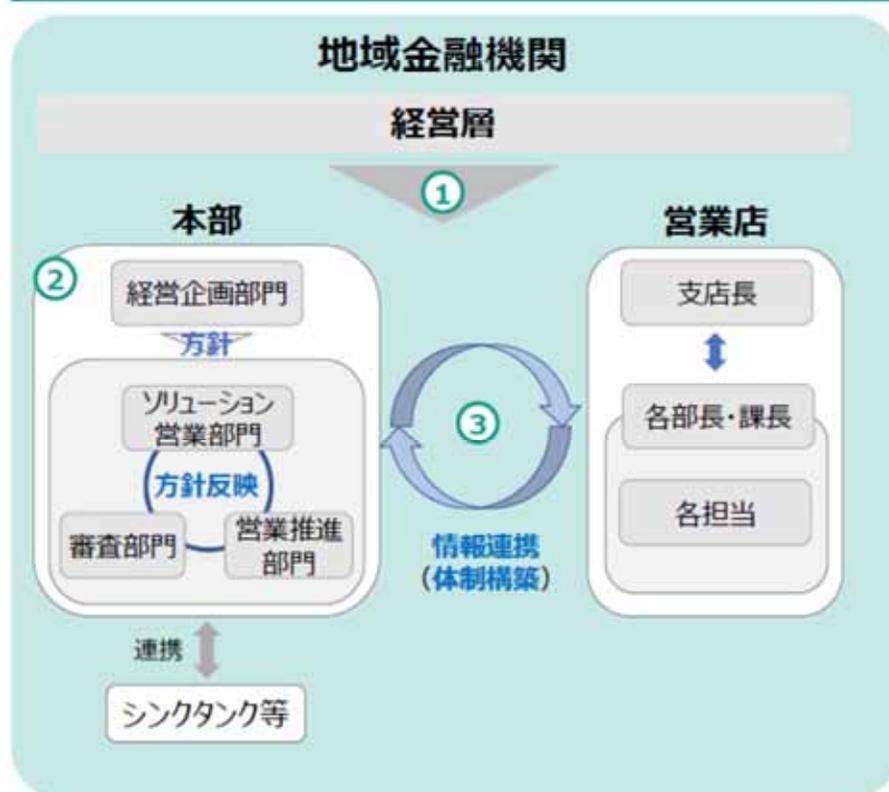
- また、経営者は地域経済エコシステムの意義を理解し、その構築に向けて自らの組織を関与させるように努めることが求められる。地域経済エコシステムでは、地域の様々な主体が役割を果たし相互補完関係を構築するとともに、地域外とも密接な関係を持ちながら、多面的に連携・共創することが必要となる。
- 地域金融機関は、互いに規模や属性等を踏まえ連携しながら、地域資源の活用や顧客のニーズを引き出すために地域産業・企業と対話を行うとともに、自治体とも密に連携し、都道府県等とは地域の成長戦略や産業政策の策定支援、基礎自治体とは具体的な地域資源の活用促進に向けた取組を進めることが考えられる。



## ポイント：組織知につなげる体制の重要性

- 策定した経営方針・戦略を組織に浸透させ実践するには、本部、営業店が連携し、**外部環境の変化と地域の実情を踏まえた支援ができるような体制を構築**することが必要となる。
- そのためには、本部において、経営方針・戦略を踏まえた実施事項を定め、営業店と連携しながら実践をするとともに、営業店で収集してきた個別案件の情報を吸い上げて**組織知として蓄積させる仕組みを構築**することが重要となり、経営者としてその構築を推進することが求められる。

### 組織体制（金融機関内）



### ポイント

#### ① 経営方針・戦略の策定

- 地域の特性を踏まえ、長期のあるべき姿（ビジョン）を提示するとともに、その実現に向けた戦略・方針を策定し、金融機関内に共有。

#### ② 具体的な施策の検討へのコミットメント

- 方針、戦略に基づいた事業の推進についてコミットメントをし、本部を中心に施策の検討を促進。
- また、地域の多様なステークホルダーとの連携について対話を進める。

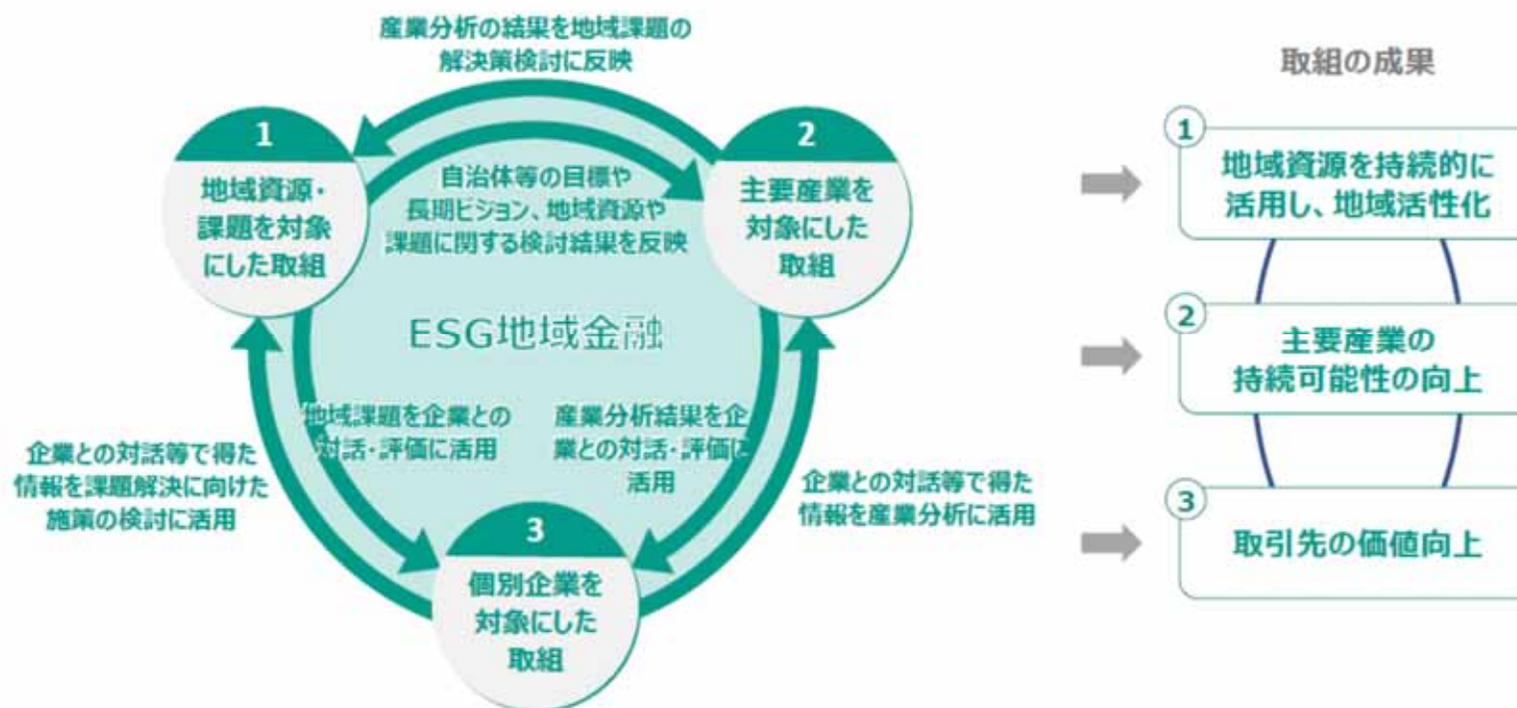
#### ③ 組織知の蓄積に向けた仕組みの構築

- 本部と営業店が連携し、外部環境の変化と地域の実情を踏まえた支援ができるような体制を構築。
- 営業店で収集してきた個別案件を吸い上げ、組織知として蓄積させる仕組みの構築が重要。

## ポイント:入口の多様性

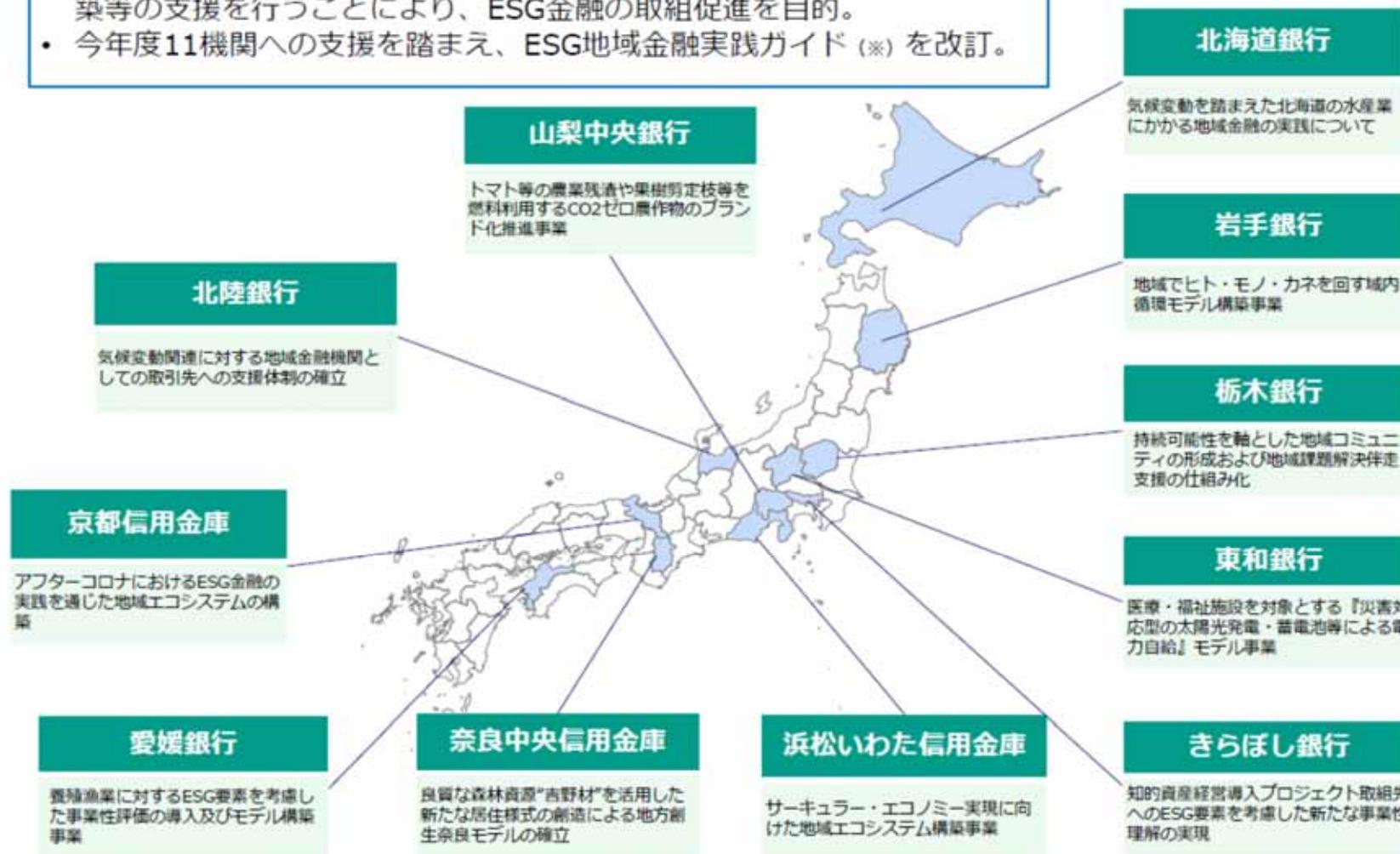
- ESG地域金融の3つのアプローチに関して、①地域資源・課題を対象にした取組、②主要産業を対象にした取組は、金融機関の中長期的な方針・取組等構築に反映され、**地域資源の持続的な活用による地域活性化や、主要産業の持続可能性の向上に向けた支援に役立つ**ものである。また、③個別企業を対象にした取組は、**取引先の価値向上**につながるものである。
- 地域金融機関はこれら3つのアプローチのうち、どのアプローチから実践しても問題ないが、持続可能な地域の実現に向けては、**それぞれの取組を有機的に結合させる**ことが重要であり、そのための仕組みを金融機関内で構築することが求められる。

3つのアプローチの関係性と取組の成果



# 多様な事例は実践に向けたヒント

- 地域金融機関に対し、地域課題の解決や地域資源を活用したビジネス構築等の支援を行うことにより、ESG金融の取組促進を目的。
- 今年度11機関への支援を踏まえ、ESG地域金融実践ガイド(※)を改訂。



# 本日はよろしく申し上げます

ご質問、ご相談等がございましたら、何なりと下記連絡先にお問い合わせください。

### 連絡先

株式会社日本政策投資銀行 設備投資研究所

著作権(C)Development Bank of Japan Inc. 2020

当資料は、株式会社日本政策投資銀行(DBJ)により作成されたものです。

当資料は、貴社及び当行間で検討／議論を行うことを目的に貴社限りの資料として作成されたものであり、特定の取引等を勧誘するものではなく、当行がその提案内容の実現性を保証するものではありません。

当資料に記載された内容は、現時点において一般に認識されている経済・社会等の情勢および当行が合理的と判断した一定の前提に基づき作成されておりますが、当行はその正確性・確実性を保証するものではありません。また、ここに記載されている内容は、経営環境の変化等の事由により、予告なしに変更される可能性があります。

当資料のご利用並びに取り組みの最終決定に際しましては、貴社ご自身のご判断でなされますよう、また必要な場合には顧問弁護士、顧問会計士などにご相談の上でお願い致します。

当行の承諾なしに、本資料(添付資料を含む)の全部または一部を引用または複製することを禁じます。